

(改定案)

第7章 目標達成のための具体的施策

7.1 施策のための体系

目標達成のための具体的施策につき、施策の体系を項目ごとにまとめました。

1 区民を対象とした 普及啓発・協働の推進

- (1) 情報の提供
- (2) イベント等の開催や環境学習の場の提供
- (3) 地域活動団体等との連携

2 事業者を対象とした 普及啓発・協働の推進

- (1) 情報の提供
- (2) 事業者との連携

3 家庭系の3Rの推進

- (1) リデュース（発生抑制）の推進
- (2) 生ごみ減量活動の推進
- (3) モノを長く使うライフスタイルの促進
- (4) リユース（再使用）の推進
- (5) 集団回収の拡充
- (6) 資源回収の拡充

4 事業系の3Rの推進

- (1) 大規模事業所の3R推進
- (2) 小規模事業所の3R推進
- (3) 区の率先した取組の推進

5 適正処理の推進

- (1) 適正な収集体制の維持
- (2) 区で収集しない廃棄物への対応
- (3) 適正排出の推進
- (4) 事業系ごみの自己処理の促進
- (5) 中間処理・最終処分
- (6) 災害時の対応
- (7) 感染症発生時の対応

6 運営管理体制の充実

- (1) 双方向の情報交換と区民参画
- (2) 国等への要望
- (3) 行政内部での連携
- (4) 処理費用負担の検討
- (5) 情報の公開

7.2 重要施策

1 食品ロス削減推進計画（案）

（1）計画の背景

我が国では、まだ食べることができる食品が生産・製造・販売・消費の各段階において、日常的に廃棄され大量の食品ロスが発生しています。その量は、年間約 612 万トン（平成 29 年度農林水産省推計）であったとされています。一方で、食料自給率は 37%（平成 30 年度カロリーベース）で、その多くの食料を輸入に依存しています。

世界では、人口が急増し、飢えや栄養不良で苦しんでいる人が多数いることや、廃棄物の処理に多額の費用がかかっていることなどを考慮すると、食品ロスの削減は重要な課題です。このような背景のもと、国際的には SDGs において、2000（平成 12）年度と比較して 2030（令和 12）年度までに世界の食料廃棄量を半減するという目標が掲げられています。

また、国では、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年 6 月閣議決定）において、家庭系食品ロス量の 2030（令和 12）年度の目標値を 2000（平成 12）年度の食品ロス発生量の半減と設定しています。令和元年 10 月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和 2 年 3 月閣議決定）」においては、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物処理計画との整合性を図り、当該計画の中に位置づけることも考えられるとしています。

本区では、2019（令和元）年度に実施した「文京区一般廃棄物処理基本計画改定に係る基礎調査報告書」において、家庭系可燃ごみの約 7.3%が食品ロスと推計されており、ごみ減量の視点からも区内での食品ロスの削減が重要です。

これらを踏まえ、「文京区食品ロス削減推進計画」を策定します。

（2）基本指針

食品ロスを削減するためには、区民・事業者・区の各主体がその重要性を理解し、食品をつくってくれた方の想いを忘れず、自然にライフスタイルや事業活動を変えていくことが必要です。そのため、本区では食品ロス削減を推進するため基本的な指針を次のように設定します。

1人ひとりが食品ロスを減らす大切さを理解し、行動する
～明るく楽しく果敢に取り組む、食ロス対策～

(3) 目標値の設定

東京都では、「ゼロエミッション東京戦略」(令和元年12月策定)において、2030(令和12)年度の主要目標として、2000(平成12)年度と比較した食品ロス発生量の半減を設定しています。東京都の2000(平成12)年度の食品ロス発生量は約76万トンと推計されていますので、その半分の約38万トンを目指すことになり、2017(平成29)年度の推計値の50万トンからは13年間で12万トン(約24%、1年当たり約2%)を削減することになります。

本区では、2019(令和元)年度の家ごみとして排出された食品ロスの量を、区民1人1日当たり24.3g/人日と推計しています。この量を、毎年2019(令和元)年度比2%、中間年度の2025(令和7)年度には10%、最終年度の2030(令和12)年度には20%を削減し、19.4g/人日(4.9g/人日の減)とすることを目指します。

また、事業系食品ロスについても、国及び東京都と協力し、家庭系食品ロスと同程度の削減を目指します。

表1 家庭系食品ロスの発生量の目標値

	令和元年度 (推計値)	令和7年度 (中間目標値)	令和12年度 (最終目標値)
区民1人1日当たりの 家庭系食品ロスの発生量 (g/人日)	24.3	21.9	19.4
削減率 (令和元年度比)	—	10%	20%

(案) (コラム) 1人1日4.9gの減量のためには—

そら豆 1粒 5g	プチトマト 1個 10g	バターロール 1個 30g	たまご Mサイズ1個 60g	お茶碗1杯150g コンビニおにぎり 約110~120g/個
食パン 一斤 350g	○○○ 1本 〇g	○○○ 1個 〇g	○○○ 1個 〇g	○○○ 1個 〇g

4人家族だと、19.6g減らす必要があるね

これを目安に、毎日続けて食品ロスを削減していくことが大切だよ

(4) 進捗管理

①基本調査等

毎年度の施策の進行状況については、文京区リサイクル清掃審議会に報告し、その改善について幅広い意見を求めています。

また、2025（令和7）年度には、本計画の中間見直しを予定しており、そのための基礎調査として、2024（令和6）年度に家庭ごみ組成分析調査及び区民アンケート調査を実施する予定です。その際、本計画と同様の調査を行い、食品ロス削減の進捗状況を踏まえ、見直し計画に反映することとします。

国は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」をおおむね5年を目途に見直しを検討する予定であり、本計画の見直しの際には、国や東京都の方針を反映することとします。

②指標

食品ロスを削減するためには、1人ひとりの地道な努力が必要です。そのため、進捗状況を評価する指標として、区民の食品ロス削減に関する認知度・取組等に関する項目を設定し、中間年度の見直しのために実施する2024（令和6）年度における区民アンケート調査の目標値を次のように設定します。

また、区内の小売店や飲食店についての指標の設定については、中間年度見直しで検討することとします。

表2 区民の認知度・取組等を評価する指標

質問	選択肢	令和元年度 (実績値)	令和6年度 (目標値)
「食品ロス」はどのくらいの頻度で出ますか。	ほとんど出ない	52.3%	60.0%
「食品ロス」を減らすために日頃から行っていることはありますか。	買いすぎない	73.1%	80.0%
	料理を残さない	62.3%	70.0%
	冷蔵庫などをこまめにチェック	50.7%	60.0%
	料理を作りすぎない	30.3%	40.0%
区が実施しているフードドライブについてご存知でしたか。	知っていた	11.3%	30.0%
「ぶんきょう食べきり協力店」をご存知でしたか。	知っていた	4.7%	30.0%

(5) 具体的な施策

区の率先した食品ロス削減の取組の推進

- ・職員への食品ロス削減に向けた普及啓発の実施

食品ロス削減を促進するための仕組みづくり

- ・フードバンク*と連携した食品の再利用
- ・フードドライブ*の拡充
- ・事業者や大学と連携した3R推進・普及活動
- ・区内店舗との連携体制の強化（ぶんきょう食べきり協力店*）

情報収集と普及啓発

- ・ぶんきょう食べきり協力店の紹介
- ・特性に応じた多様な普及啓発の推進
- ・文京ecoカレッジ*の開催
- ・各種イベントでの普及啓発の実施

(6) 計画の推進体制

食品ロスの削減は、区民及び従業員の1人ひとりライフスタイルを見直し、事業所が事業活動の転換をしていくことによって成し遂げられるものです。そのため、区ではリサイクル清掃課のみならず、消費生活、産業振興、環境、福祉・保健、教育の各部署と情報を共有し、連携を密にして施策に取り組みます。

(7) 区民・事業者・区の行動指針

①行動指針

食品ロスを削減していくためには、区民、事業者、区の3者が可能なことから実施する必要があります。そのほか、事業者には、区民が取り組みやすい環境を整備する取組が必要です。

また、本区には、区民・事業者・区の3者が協働して取り組めるような仕組み作りや、情報提供などの役割が求められています。そのため、各主体の行動指針を次のように設定します。

表3 各主体の行動指針

区民		1人ひとりが食品ロスを減らすことの重要性を理解し、 <u>行動するように努めます</u>
事業者	一般事業者	従業者が食品ロスの削減に取り組みやすい環境づくりに努めます
	食品事業者・飲食店等	区民等が食品ロスの削減に取り組みやすい環境づくりに努めます
	従業者	1人ひとりが食品ロスを減らすことの重要性を理解し、 <u>行動するように努めます</u>
区		自ら食品ロスの削減に積極的に取り組みます
		区民・事業者の食品ロス削減を促進するための仕組みをつくります
		情報を収集し、区民・事業者への普及啓発を行います

②区民行動計画

区民は、食品ロスを減らすため、ライフスタイルの各ステージにおいて、次のように取り組みます。

○情報収集・学習

- ・我が国や世界の食料事情など、食品ロスを巡る状況を学習します。
- ・食品ロスに関する講習会や料理教室などに参加します。

○食品の購入

- ・「賞味期限」・「消費期限」について正しい知識を持ちます。
- ・買物は賞味期限の近いものから購入します（手前取り）。
- ・買物の前には、冷蔵庫内をチェックするなど、計画的に必要な分だけ買物をします。

○食品の保存

- ・定期的に冷蔵庫内を確認し、適切な保存と食材を使い切るようにします。
- ・災害時用食料の備蓄については、「ローリングストック法※」で行います。
- ・どうしても使い切れない食品はフードドライブを活用します。

○調理

- ・使いかけの食材から使っていきます。
- ・食べる分だけ作るように心がけます。
- ・残ったものはリメイクレシピを活用し食べきる工夫をします。
- ・野菜の皮などは必要以上に捨てないようにし、食べられる部分はできる限り無駄にしないように調理します。

○食事・外食

- ・食べ物への感謝の気持ちを忘れずに、食べられる量だけ取り分け、残さず食べます。

- ・ 外食時は食べられる量だけ注文します。
- ・ 外食する際は、食品ロス削減に取り組む飲食店やぶんきょう食べきり協力店を積極的に利用します。
- ・ 料理が残ってしまった場合、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰ります。
- ・ 宴会では 3010 運動*を実践します。

③事業者行動計画

区内の事業者は、食品ロスを減らすため、事業活動について、次のように取り組みます。

○一般事業者・従業者

- ・ 社員食堂や従業者等の昼食などで、区民と同様の取組を行います。

○食品事業者

- ・ 高齢者や単身世帯の増加に対応するため、小分け商品を採用します。
- ・ 賞味期限・消費期限が近いものは、消費者がお得感をもって購入してもらうための工夫を行います。
- ・ 特定の日消費するものは、予約購入制など需要に応じた販売を行い、消費者に活用してもらいます。

○飲食店

- ・ 小盛メニューなど、客層に応じた量を提供する工夫をします。
- ・ 宴会を行う場合は、メニューなどは顧客と相談して量を決めます。
- ・ 宴会を行う場合は、では 3010 運動*を働きかけます。

※フードバンクとは

まだ食べられるにも関わらず、様々な理由で処分されてしまう食品を、生活困窮者などに届ける活動及びその活動を行う団体です。

※フードドライブとは

家庭で余っている食品を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付するボランティア活動のことです。

※ぶんきょう食べきり協力店とは

本区では「たべものにありがとう、ごちそうさま」を合言葉に、小盛メニュー、量り売りやばら売りなど、食べ残し対策に取り組む店舗を食べきり協力店として登録し、ホームページやリーフレット等で区民に取組を紹介し、食品ロスの削減の推進を図ります。

※文京 eco カレッジとは

区のリサイクル清掃事業や環境問題への理解を深めながら循環型社会や3Rについて学習する講座を「文京 eco カレッジ」として開催しています。

※ローリングストック法とは

買い置きしてある備蓄用の食品・加工品を普段から活用し、使ったらその分だけ買い足す方法のことです。

※3010（さんまるいちまる）運動とは

宴会時などにおける食べ残しを減らすためのキャンペーンで、開始の30分、最後の10分は皆で料理をしっかり食べきる時間を設けることです。

（案）

コラム：家庭から発生する食品ロスとは（食べ残し、過剰除去、直接廃棄）

コラム：「賞味期限」と「消費期限」を正しく理解しよう

コラム：食品ロスを減らすための工夫（調理・保存について）

コラム：経済的なインセンティブについて

2 プラスチックごみの削減の推進（案）

（1）計画の背景

プラスチックは日常生活の様々な場面で大きな役割を果たしています。

しかし、河川から海に流出したプラスチックに絡まって動けなくなったウミガメや海岸に打ち寄せられる膨大なプラスチックの映像がメディアで取り上げられ、世界中の人々の関心事になっています。また、プラスチックが紫外線や波で断片化されてできるマイクロプラスチック（通常、直径5mm以下のプラスチックと定義）は、目には見えにくいものの、食物連鎖を通じて生物の体内に入り込み、多くの海洋生物の生死に影響を与えていると推測されています。

これらの影響は、食物連鎖の頂点に立つ人類にも無関係であるとは考えられず、最終的には人間の健康や経済活動へも損失を及ぼすこととなります。

この問題を解決するため、2019（令和元）年のG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050（令和32）年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。また、G20エネルギー・環境関係閣僚会合では、各国が海洋プラスチックごみの削減に向けた行動計画の進捗状況を定期的に報告・共有する「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が定められました。

我が国においては、2019（令和元）年5月、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。この戦略では、基本原則として「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を掲げ、重点戦略として、リデュース（発生抑制）等、リサイクル、再生材バイオプラ、海洋プラスチック対策などが掲げられています。

東京都では、「ゼロエミッション東京戦略」（令和元年12月策定）において、2030（令和12）年度の東京都独自の目標として、家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチックの焼却量を2017（平成29）年度比で40%削減することを設定しています。

これらの点を踏まえ、本区においても、区民や事業者と連携してプラスチックをできるだけ使わない新しいライフスタイルへの転換が求められています。また、本区は大部分の廃プラスチックを清掃工場でサーマルリサイクルしていますが、区内には清掃工場がないため、他区に所在する清掃工場に依存している状況です。このことを踏まえて、プラスチックの利用方法について検討する必要があります。

（2）基本指針

プラスチック問題を解決するためにはリデュースが基本であり、例えばエコバッグを持参してレジ袋を買わないなど、プラスチックをできるだけ使わない取組が必要です。そして、飲食店等で使い捨てのプラスチックを勧められても断る（^{リフューズ}Refuse）、プラスチック以

外の再生可能な資源を使っている製品に見直すことも重要です。

そのうえで、発生したプラスチックについては、環境への影響を考慮した利用方法について検討する必要があります。

そのため、本区では「プラスチックの使用を減らすライフスタイルへの転換」を目指した施策の展開をしていきます。

(3) 目標値の設定

国の「プラスチック資源循環戦略」では、2030（令和 12）年までにワンウェイプラスチック*を累積 25%排出抑制、プラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクルする、などを目標として掲げています。

また、このような中、本区では、2019（令和元）年度の家庭ごみとして排出されたプラスチックの量を、ペットボトルやごみ袋として使用されたプラスチック袋を含めて区民 1 人 1 日当たり 59.3g/人日と推計しています。この量を発生抑制により毎年令和元年度比 2.5%、中間年度の 2025（令和 7）年度には 12.5%、最終年度の 2030（令和 12）年度には 25%を削減し、44.5g/人日（14.8g/人日の減）とすることを目指します。

また、事業系のプラスチックについても、国及び東京都と協力し、家庭系プラスチックと同程度の削減を目指します。

※ ワンウェイプラスチックとは—

いわゆる「使い捨て」のプラスチックで、通常、一度使用した後に、その役目を終えるプラスチック製品の事をいいます。

表 1 家庭系廃プラスチック発生量の目標値

	令和元年度 (推計値)	令和 7 年度 (中間目標値)	令和 12 年度 (最終目標値)
区民 1 人 1 日当たりの 廃プラスチックの発生量 (g/人日)	59.3	51.9	44.5
削減率 (令和元年度比)	—	12.5%	25.0%

(案) (コラム) 1人1日14.8gの減量のためにはー

レジ袋 (Lサイズ) (260×130× 480mm) 4g	お弁当 (蓋つき) (229×170× 35mm) 14g	サンドウィッチ (蓋つき) (232×104× 47mm) 11g	食品トレイ (200×98mm) 4.3g	食品ラップ (30×20cm) 0.7g
--	---	---	-----------------------------	----------------------------

4人家族だと59.2gを減らす必要があるね

これを目安に、毎日続けてプラスチックの利用を減らしていくことが大切だよ

(4) 進捗管理

毎年度の施策の進行状況については、文京区リサイクル清掃審議会に報告し、その改善について幅広い意見を求めています。

また、2025（令和7）年度には、本計画の中間見直しを予定しており、そのための基礎調査として、2024（令和6）年度に家庭ごみ組成分析調査及び区民アンケート調査を実施する予定です。その際、本計画と同様の調査を行い、廃プラスチック削減の進捗状況や区民の廃プラスチック削減に関する認知度や取組等を踏まえ、見直し計画に反映することとします。

(5) 容器包装プラスチックの分別収集について

廃プラスチックの焼却量を削減するためには、容器包装プラスチックの分別収集を行う必要があります。しかし、現状の容器包装リサイクル法の枠組みでは、再商品化手法（リサイクル方法）が入札で決まるため、状況によっては温室効果ガスの削減効果が少ない再商品化手法になってしまう懸念があります。

また、分別収集を実施するためには多額の費用がかかりますので、その費用に見合った温室効果ガスの低減効果が得られるかどうかも課題となります。令和元年度に文京区で実施した区民アンケート調査でも、容器包装プラスチックの分別収集の是非については、「経費と得られる効果を考慮して検討すべき」が49.2%と約半数を占めています。

本区では、容器包装リサイクル法の見直しを東京都や（公社）全国都市清掃会議を通じて国に要請するとともに、分別収集の費用対効果を検討し、状況の変化に応じて、分別収集を検討することとします。

(案)

コラム：容器包装プラスチックとは

(6) 具体的な施策

区の率先したプラスチックごみ削減の取組の推進

- ・職員へのプラスチックごみ発生抑制行動の推進
- ・区が主催する会議におけるペットボトルによる飲料提供の自粛

プラスチックごみ削減を促進するための仕組みづくり

- ・東京都と連携した事業系プラスチック対策

情報収集と普及啓発

- ・事業系プラスチックの排出実態の把握
- ・事業用大規模建築物の所有者への指導・啓発
- ・事業用中規模建築物の所有者への指導・啓発
- ・先進的な取組事例の紹介
- ・特性に応じた多様な普及啓発の推進

プラスチックの分別回収

- ・容器包装プラスチックの分別回収の検討
- ・拠点回収拡充の検討

(7) 区民・事業者・区の行動指針

①行動指針

プラスチックごみ削減を推進するためには、区民、事業者、区の3者が可能なことから実施する必要があります。そのほか、販売事業者にはプラスチックを使わない製品を販売すること、飲食店には使い捨てプラスチックをプラスチック以外に代替するなどの取組が求められます。

また、区には、自ら率先してプラスチックごみ削減に取り組むとともに、東京都と協働した事業系プラスチック対策や情報提供などの役割が求められています。そのため、各主体の行動指針を次のように設定します。

表2 各主体の行動指針

区民		不要なプラスチックは断る・見直す <u>ように努めます</u>
事業者	一般事業者	プラスチックを代替できる商品の購入に <u>努めます</u>
	販売事業者	プラスチックを代替できる商品の販売促進に <u>努めます</u>
	飲食店等	使い捨てプラスチックの使用の見直しに <u>努めます</u>
	従業者	不要なプラスチックは断る・見直す <u>ように努めます</u>
区		脱プラスチックに取り組みます
		東京都と協働して事業系プラスチック対策に取り組みます
		情報を収集し、区民・事業者への普及啓発を行います

②区民行動計画

区民は、プラスチックごみ削減のため、次のように取り組みます。

○情報収集・学習

- ・プラスチックが環境に及ぼす影響等を学習します
- ・プラスチックごみ削減のための具体的な方法について情報を収集します

○プラスチックごみ削減の実践

- ・飲食店等で使い捨てのスプーンやフォークなどを断ります
- ・外出時には、マイボトルやマイストロー、マイ箸などを持参します
- ・エコバッグを持参して、不要なレジ袋を断ります
- ・飲み物を買うときは、なるべくびんや缶を選びます
- ・詰め替え製品を選択し、プラスチックごみを削減します

○適正な廃棄

- ・プラスチックごみが散乱することがないように、適正に廃棄します
- ・街の美化運動などプラスチックごみの散乱を防止する運動に参加します

③事業者行動計画

区内の事業者は、プラスチックごみ削減のための事業活動として、次のように取り組みます。

○一般事業者・従業者

- ・備品や消耗品の購入に際しては、プラスチックを使用しない製品を選ぶようにする

とともに、プラスチックを使用した製品を購入する場合には、生分解性プラスチックやバイオマスプラスチックなど環境性能が認められた製品を選ぶように努めます

- ウォーターサーバーやマイカップを使って、使い捨てプラスチック製品を使わないようにします
- 社員食堂等では使い捨てのプラスチック食器類を廃止します
- イベント等における使い捨てプラスチック製品の使用を見直します
- 従業者は、区民と同様の取組を実施します

○販売事業者

- プラスチック以外の再生可能な資源を使っている製品を取り扱い、消費者の選択肢を広げます
- 使い捨てのスプーンやフォークなどは、希望する人だけに渡します
- 環境への影響を考慮した上でバイオマスプラスチックを使用します
- 包装のサイズを適正化して、プラスチックの過剰な使用を減らします

○飲食店等

- お弁当は何回も使える弁当箱やプラスチック以外の容器で販売します
- 使い捨ての食器類をやめて、紙製や繰り返し使えるものにします

(案)

(コラム) 消費者は本当に今の包装を求めているのでしょうか？

7.3 個別施策

項目ごとに、主な施策をまとめました。

1 区民を対象とした普及啓発・協働の推進

循環型社会の実現に向けて、発生抑制をはじめとした3Rや適正処理の推進を図るためには、区民一人ひとりがごみ減量や資源化に対して主体的に取り組み、意識を高めていく必要があります。

本区は、区民に対して、ごみ・資源の分別やリサイクル方法などの情報を的確に伝えるとともに、地域活動団体等と実施するイベント等での協働や環境学習の場の提供を通して、効果的な普及啓発に取り組みます。

1-（1）情報の提供

区内には、さまざまな年代やライフスタイルの区民が生活しています。区民に対して、ごみの減量や3Rに関する情報を的確に伝えていくためには、それぞれの特性に応じた多様な手法を活用する必要があります。

本区は、区報・啓発紙・ホームページなど従来の広報媒体に加え、SNS・LINE等を活用して、幅広い年齢層や外国人に対しての周知・啓発を行います。

- 「ごみと資源の分け方・出し方」作成・配布
 - ・概ね3年ごとに全戸配布版を作成・配布します。
- 区報・チラシ・CATVでの周知・啓発
 - ・区設掲示板や「B-ぐる」を活用し、3Rや適正処理に関する啓発記事やイベント・講座等のさまざまな情報の周知を行います。
- 啓発紙「Bunkyo ごみダイエット通信」の発行
 - ・3Rの方法やリサイクルの現状、先駆的な取組の紹介等を区民に伝えるための啓発紙を発行します。
- 児童向けパンフレット作成・配布
 - ・子どもの頃からごみや資源について関心を持ってもらうため、児童を対象にしたごみ分別等に関するパンフレットを作成し、ふれあい講座やイベント等で配布します。
- キャラクターの活用
 - ・既存のキャラクターのさらなる活用を行います。
- リサイクル推進協力店^{*}の紹介
 - ・各種広報媒体を活用して区民に取組を紹介します。

●ぶんきょう食べきり協力店の紹介

- ・各種広報媒体を活用して区民に取組を紹介します。

●事業者による自主回収の情報提供

- ・拡大生産者責任の原則により実施される、小型充電式電池や携帯電話などの事業者による自主回収について、情報提供に努めます。

●ホームページ・SNS・LINE等の活用

●チャットボット*による「ごみ分別案内サービス」

- ・区民からの問合せに迅速に対応するため、インターネット・LINE上においてごみの分別や収集などごみに関する簡単な質問にチャットボットが24時間365日、会話形式で自動応答します。

※リサイクル推進協力店とは

レジ袋削減、各種資源の回収、物の修理などといった3R活動に積極的に取り組む店舗等をリサイクル推進協力店として登録し、ホームページやリーフレット等で区民に取組を紹介し、小売業等におけるリサイクル活動の拡大及び区民のリサイクル意識の向上を図ります。

※チャットボットとは

質問に対し人工知能が回答する自動会話プログラムのことです。

1-（2）イベント等の開催や環境学習の場の提供

ごみの減量は、区民の意識とそれに伴う日々の行動の結果、実現できるものであり、区民に対してさまざまな機会を捉えた普及啓発や動機づけが必要になってきます。

本区は、区民の3Rや清掃事業への理解・関心を深めるため、フリーマーケットや施設見学会などのイベントを開催するほか、環境・リサイクル分野の専門家による講演や体験・出張講座などを行い、区民が家庭や地域でできるごみ減量の取組を推進します。そのほか、区の他部署によるイベントにおいても普及啓発を行うことで、普段、ごみへの関心が薄い区民に対しても3R意識の向上が期待できます。

また、次代を担う子どもたちが正しい分別方法やごみ減量のための取組について知り、環境に配慮した生活習慣を身に付けられるよう、区内小学校等での環境学習を行います。

●文京エコ・リサイクルフェアの開催

- ・リサイクル・環境活動団体の展示やリサイクル工作、区民によるフリーマーケットなどを開催します。

●ステージ・エコ（フリーマーケット等）の開催

- ・区民によるフリーマーケットのほか、社会貢献活動（各種資源の回収）や3R活動等のブースを設置します。

●文京 eco カレッジの開催

- ・区のリサイクル清掃事業や環境問題への理解を深めながら循環型社会や3R について学習する講座を「文京 eco カレッジ」として開催します。

①リサイクル推進サポーター養成講座

施設見学や環境問題に関する講座を通して、3R 推進・啓発活動に取り組む人材を育成します。

②リサイクル施設バス見学会（団体育成支援）

区内リサイクル活動団体と協働でリサイクル施設等へのバス見学会を開催することで、循環型社会や3R 活動等に対する区民の意識向上に努めるとともに、団体の育成支援も図ります。

③公開講座（団体育成支援）

区内のリサイクル活動団体と協働で開催する、リサイクルや環境問題に関する講座

④モノ・フォーラム

3R 活動等の有識者を招いた講演会

⑤エコ先生の特別授業

エコや環境の専門知識を有した講師を出張派遣し、3R 実践のコツ等を学ぶ出前講座

⑥生ごみ減量講座

家庭での生ごみ減量及び堆肥化を通じて、リサイクルへの理解を深める講座

⑦エコ・クッキング**教室

生ごみの発生抑制や環境に配慮した食生活について料理を通じて学ぶ講座

※「エコ・クッキング」は、東京ガス（株）の登録商標です。

⑧親子環境教室（環境政策課実施）

親子で動植物、天気や地球温暖化等の環境について学ぶ講座

⑨環境ライフ講座（環境政策課実施）

身近な文京区の自然・生活を題材に、環境について自ら発見して学ぶ講座

●集団回収実践団体バス見学会の開催

●ふれあい講座（区内小学校・幼稚園等）の実施

- ・児童対象の環境学習の場として、清掃体験実習車を活用した講座

●児童向けパンフレット作成・配布（再掲）

●各種イベントでの普及啓発の実施

- ・環境問題や3R に関するクイズや体験学習等を実施します。

●子ども用品とりかえっこ

- ・家庭で使わなくなった子ども用品を交換し合うことでリユース（再利用）の促進を

図るとともに、モノを大切に使うライフスタイルを推進するため、衣類の無料交換会を開催します。

1－（3）地域活動団体等との連携

効果的な普及啓発を推進するには、さまざまな主体がそれぞれの強みを活かしつつ、連携して取組を進めていくことが重要です。

区は、区内の団体等と連携して普及啓発を行っていくほか、イベントの協働開催などを通して、引き続き、各主体間のコーディネーターとしての役割を担っていきます。

●地域活動団体、NPO などとの協働及び育成支援

- ・文京エコ・リサイクルフェア（再掲）
- ・ステージ・エコ（フリーマーケット等）（再掲）
- ・リサイクル施設バス見学会（団体育成支援）（再掲）
- ・公開講座（団体育成支援）（再掲）
- ・エコ先生の特別授業（再掲）
- ・生ごみ減量講座（再掲）

●不動産関連団体、大学との連携

●集合住宅管理会社や管理人を通じた情報提供や普及啓発

●関係団体間のネットワーク形成のための取組

●事業者や大学と連携した3R推進・普及活動

- ・「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」※に参加します。
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者との連携によるパソコン及び小型家電の回収を行います。
- ・大学の環境ゼミナール等に対し、イベントへの出展を勧奨します。また、大学と連携した3R推進・普及啓発について検討します。
- ・区内大学と連携し、食品ロス削減に向けた普及啓発について検討します。

●区内店舗との連携体制の強化

- ・リサイクル推進協力店やぶんきょう食べきり協力店について、顧客への普及啓発を協力依頼します。

また、登録店舗の取組（各種資源の回収や物の修理、食べ残し対策の取組等）を区民に紹介します。

※インクカートリッジ里帰りプロジェクトとは

インクカートリッジの回収から再資源化までのリサイクル活動を推進する、プリンターメーカー4社共同のプロジェクトです。

2 事業者を対象とした普及啓発・協働の推進

事業者は、その事業活動に伴って生じたごみ・資源について、事業規模にかかわらず、自らの責任で適正に処理をする必要があり、排出にあたっては一般廃棄物処理業者への委託等による自己処理が原則です。同時に、環境負荷の低減や排出者責任の原則から、事業活動により生じるごみの減量や資源の再利用に努めることとされています。

事業者の自己処理を推進するには、普及啓発の拡充に加え、事業系ごみの適正処理に関する情報提供が不可欠です。

本区は、事業者に向けた情報提供や連携を強化し、事業者の理解を深めながら意識向上を図っていきます。

2-（1）情報の提供

本区は、分別ルールや排出方法など基礎的な情報の提供に加え、ごみ減量の意義や方法を分かりやすく伝えることで、事業者への普及啓発に努めます。

- 「ごみと資源の分け方・出し方」作成・配布（再掲）
- 区報・チラシ・CATVでの周知・啓発（再掲）
- 医療廃棄物適正処理マニュアルの活用
 - ・区ホームページで公開しているマニュアルの利用を推奨していきます。
- 先進的な取組事例の紹介
 - ・事業者の3Rや適正処理に関する先進的な取組事例についてのDVDを講習会で活用します。
- ホームページ・SNS・LINE等の活用（再掲）

2-（2）事業者との連携

本区は、事業者の3Rや適正処理についての理解と意識向上を図るため、事業者との連携を強化し、支援を行います。

- リサイクル推進協力店（再掲）
- ぶんきょう食べきり協力店（再掲）
 - ・登録店舗数を拡充させるとともに、店舗等との連携体制を強化します。
- 事業者に対する表彰
 - ・適正処理に積極的に取り組む大規模・中規模建築物の所有者に対し、表彰を実施します。

3 家庭系の3Rの推進

循環型社会を実現するためには、区民一人ひとりが発生抑制をはじめとした3Rに日常的・継続的に取り組み、ごみを出さないライフスタイルを醸成していくことが求められています。本区は、区民等が主体的に3R推進に取り組めるよう、情報提供や環境の整備に努めます。

特に、可燃ごみの約3割を占める生ごみの減量は重要な課題であり、さらなる発生抑制のための取組を推進する必要があります。

また、限りある資源を有効に活用するため、モノを長く使うライフスタイルの促進やフリーマーケット等を通じたリユースの推進を図るほか、集団回収や資源回収の拡充に取り組めます。

3-（1）リデュース（発生抑制）の推進

ごみを出さないライフスタイルを定着させるためには、区民一人ひとりがリデュースの重要性を認識し、日常生活に取り入れやすい行動から始めていくことが大切です。

本区は、リデュースのためにできる具体的な取組について、さまざまな広報媒体による情報提供を継続的にを行います。

- 区報・チラシ・CATVでの周知・啓発（再掲）
- 啓発紙「Bunkyo ごみダイエット通信」の発行（再掲）
- ホームページ・SNS・LINE等の活用（再掲）
- 児童向けパンフレット作成・配布（再掲）
- 各種イベントでの普及啓発の実施（再掲）
- 食品ロス削減に向けた取組
 - ・家庭で消費しきれない未利用食品を回収し、フードバンクを通じて福祉施設等に寄付する「フードドライブ」を実施します。「フードドライブ」では、リサイクル清掃課窓口やイベント時の回収のほか、食品を持参することが困難な方を対象に、ゆうパック着払いを活用した「自宅訪問受取サービス」を行います。

3-（2）生ごみ減量活動の推進

家庭から排出される可燃ごみの約3割を生ごみが占めており、この生ごみを少しでも減らすことができれば大幅なごみの減量につながります。

本区では、さらなるごみ減量を推進するため、生ごみの発生抑制やリサイクル活動が持続的な習慣として定着するよう、講座や普及啓発を通じて支援に取り組めます。

- 生ごみ減量講座の開催（再掲）
- エコ・クッキングの推進（再掲）
- コンポスト化容器の斡旋
- 生ごみの水切り行動の推進
- 生ごみ減量リーフレットの活用

3－（3）モノを長く使うライフスタイルの促進

大量消費に流されず、モノに愛着を持って長く使うことは、素材や品質にこだわって本当に気に入ったものだけを買う生活習慣を醸成し、資源の節約やごみ減量につながります。

本区は、修理ショップ等の情報提供を行うほか、整理された空間での暮らしやモノを大切に使うライフスタイルについての普及啓発に努めます。

- ステージ・エコ（フリーマーケット）の開催（再掲）
 - ・「おもちゃの病院」によるおもちゃ修理を実施します。
- 生活用品の修理ショップ等の情報提供
- エコ・環境に関する講座での普及啓発
 - ・エコ先生の特別授業（再掲）
 - ・リサイクル推進サポーター養成講座（再掲）
 - ・親子環境教室（環境政策課実施）（再掲）
- 各種イベントでの普及啓発の実施（再掲）
- 消費者向け啓発講座との連携の検討

3-（4）リユース（再使用）の推進

リユースを進めるためには、本区の事業と民間事業者の運営する店舗との連携が不可欠です。フリーマーケットの支援やリサイクルショップなどの情報提供を行うほか、イベントを通じて不用品の再活用を図り、区民のリユースを推進します。

- ステージ・エコ（フリーマーケット）の開催（再掲）
 - ・家庭で使われずにいた陶磁器製食器類（未使用）の回収・頒布会を開催します。
- 地域のフリーマーケット開催情報提供、器材の貸出
- リサイクルショップの情報提供
- 生活品や食品の再活用
 - ・不用品な生活用品の再活用を図るため、必要な方へつなぐシステムを検討します。
 - ・フードバンクと連携し、家庭で余っている食品を集めて寄付を行います。
- 子ども用品とりかえっこ（再掲）

3-（5）集団回収の推進

集団回収は、単に資源の回収にとどまらず、地域コミュニティの活性化やリサイクル意識の向上という意義を持つ、区民レベルで行える重要なリサイクル活動です。回収費用も行政が行う集積所回収に比べて低く抑えることができるため、本区では情報提供や普及啓発も含め、推進していきます。

- 地域活動団体等への働きかけ
- 集団回収実践団体・回収業者への支援
- 集団回収実践団体への感謝状贈呈
- 集団回収実践団体バス見学会の開催（再掲）

3-（6）資源回収の推進

家庭ごみの約2割を占める、分別されずに排出された資源について、一層の分別徹底を推進します。また、区民の多様なニーズに対応できるような資源回収のあり方について検討します。

あわせて、粗大ごみからの有用金属回収を行うなど、幅広く資源化を進めていきます。

- 資源回収の実施
- 拠点回収拡充の検討
- 資源の持ち去り対策
 - ・GPS 端末の設置による古紙持ち去り撲滅に向けた取組を実施します。

- 雑がみの回収量拡大に向けた普及啓発

- 粗大ごみの資源化

- 不燃ごみの資源化の検討

- 事業者の自主回収との連携

- ・携帯電話、オートバイなど、事業者の自主回収に関わる情報を区民に周知し連携を図っています。

また、インクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加し、区施設で回収を実施するなど、事業者と連携した資源化を進めます。

- 新たな回収品目の検討

- 容器包装プラスチックの分別回収の検討

4 事業系の3Rの推進

区のごみの約6割を占めていると推計される事業系ごみについて、3Rや適正処理を推進するため、本区は、事業所の規模や業種に応じた取組を進めます。

大規模事業所から排出される事業系ごみ量の削減は、区全体から排出されるごみ量の削減に大きく寄与するため、ごみの発生抑制をはじめとする3Rを推進するための指導、助言を行っていきます。

また、小規模事業所に対しては、効率的なリサイクルシステムの利用を推進していく等、適正排出に向けた啓発を強化していきます。

4-（1）大規模・中規模事業所の3R推進

事業用建築物の所有者に対する指導や廃棄物管理責任者への講習会等を通じて、3Rと適正処理の推進を働きかけます。

- 事業用大規模建築物の所有者への指導・啓発

- 事業用中規模建築物の所有者への指導・啓発

- 食品リサイクル法に基づく生ごみリサイクルの働きかけ

- 廃棄物管理責任者講習会の実施

- 再生品利用の働きかけ

- 事業系プラスチックの排出実態の把握

- 東京都と連携した事業系プラスチック対策

4-（2）小規模事業所の3R推進

自主的なリサイクルシステムに取り組むことが困難な中小事業者について、本区は、事

業者の3R推進のための取組を支援します。

- Rサークルオフィス文京^リ*の普及
- 産業別リサイクル^リ*の支援
- 生ごみ減量の推進

※Rサークルオフィス文京とは

文京区リサイクル事業協同組合(文京区内で資源回収に携わる6業者で構成された協同組合)が、区の収集よりも安価な処理料金で延床面積が概ね3,000㎡未満の事業所から排出される古紙、びん、缶などの資源を回収するシステムです。

※産業別リサイクルとは

文京区の地場産業である印刷業・製本業を営む事業所から出る裁断紙を効率的にリサイクルするシステム。回収業者が無料で回収を行っています。区では印刷製本組合に回収用資材(回収袋)の支援を行っています。

4-(3) 区の率先した取組の推進

本区は、シビックセンターをはじめとする区施設で3R推進に積極的に取り組み、事業者の規範となるよう努めます。

- 職員へのプラスチックごみ発生抑制行動の推進
- 分別ボックス利用や両面・裏面印刷などの徹底
- 庁内不用品の相互有効活用
- 除籍図書を活用
- 区施設における再生品の積極的な利用
- 公共工事における再生品の積極的な利用
- 区が主催する会議におけるペットボトルによる飲料提供の自粛
- 職員への食品ロス削減に向けた普及啓発の実施

5 適正処理の推進

区民が安心して暮らせる循環型社会を実現するためには、ごみの収集運搬・中間処理・最終処分に至る過程において、公衆衛生と環境保全の水準を維持していくことが不可欠です。本区は、東京二十三区清掃一部事務組合や東京都と連携し、環境負荷の低減とコスト削減に努めながら、適正なごみ処理に努めます。

5－（1）適正な収集体制の維持

公衆衛生の維持と生活環境の保全を図るため、ごみ集積所等に排出されたごみについては、現状の収集体制を基本として、安定的かつ効率的に収集を行います。

また、環境負荷の低減とコスト削減に配慮しつつ、高齢化社会の進展など社会情勢に対応したきめ細やかな収集体制に努めます。

- 効率的な収集体制の構築
- 高齢者等を対象とした訪問収集※
- 防鳥ネットの貸出
- 動物死体の処理
- 環境負荷の少ない収集車両の導入
- 不燃ごみ中継事業の千代田区への委託
- あわせ産廃※の収集
- 不法投棄対策

※訪問収集とは

高齢者・障害者のみで居住している場合など、ごみ・資源を集積所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に、清掃職員が戸別に玄関先から収集する事業です。

※あわせ産廃とは

小規模事業所から排出される産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、ガラスくずなど5種類について、一般廃棄物と同様の方法で処理されるものをいいます。

5－（2）区で収集しない廃棄物への対応

家電リサイクル法対象機器やパソコンなど事業者によるリサイクルが法律で義務づけられている品目、又は、携帯電話やオートバイなど事業者等が自主回収をしている品目については、事業者への引き渡しについて周知します。バッテリー、耐火金庫、消火器など区では処理できないごみについては、処理方法や処理事業者を紹介し、適正処理を促進します。

- 家電リサイクル法対象品目への対応
- 家庭用パソコンへの対応
 - ・小型家電リサイクル法の認定事業者と提携し、宅配便を利用した回収を実施していきます。
- 事業者の自主回収との連携（再掲）
- 適正処理困難物への対応

5－（3）適正排出の推進

ごみの適正処理の基本は分別です。本区の定めた分別区分や収集日などの排出ルールについて、区民や事業者に働きかけます。

- 有料ごみ処理券の適正貼付指導
- 事業用大規模建築物の所有者への指導・啓発（再掲）
- 事業用中規模建築物の所有者への指導・啓発（再掲）
- 在宅医療廃棄物への対応
- 医療廃棄物適正処理マニュアルの作成（再掲）
- ふれあい指導^{*}の実施
- 有害ごみ・危険物対策
- 集合住宅への指導体制の強化

※ふれあい指導とは

区民等と対話をしながら地域のごみ問題の解決を図るため、文京清掃事務所にふれあい指導班を設置し、集積所の巡回指導を行います。

5－（4）事業系ごみの自己処理の促進

事業系ごみの自己処理原則を促進するため、一般廃棄物処理業者への委託の促進や、集積所への排出基準の見直しなどを検討します。

- 一般廃棄物処理業者の斡旋
- 一般廃棄物処理業者への許可・指導事務

5－（5）中間処理・最終処分

中間処理については、東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理体制を維持し、環境負荷の少ない中間処理を実施します。

最終処分については、東京都が管理運営する最終処分場で埋立処分するとともに、処分場の長期延命化に向けた施策に協力します。

- 東京二十三区清掃一部事務組合による中間処理
- 中間処理による減容化・資源化
- 最終処分の東京都への委託
- 最終処分場の延命化

5－（6）災害時の対応

大地震や激甚な風水害により被害を受けた際は、大量の廃棄物が発生し、通常時の収集・処分が困難になると想定されることから、それらに対応するため必要な対策を図っていきます。

- 文京区地域防災計画における「ごみ・し尿・がれき等処理計画」に基づいた対応
- 災害時等を想定したごみ収集車等の配車訓練の実施
- 災害時等を想定した無線訓練の実施
 - ・東京23区の区域における大規模災害発生後の被災状況及び支援体制等の情報収集を行うために設置された無線機について、災害時等における十分な活用が図られるよう、各区及び清掃協議会間において定期的な通信訓練を行います。
- 特別区における災害廃棄物対策に向けた協定に基づいた対応
 - ・大規模災害により東京23区内が被災した場合、円滑かつ迅速に災害廃棄物の収集・運搬等の対応を行うため、各区等の共同処理及び事業者団体等への協力要請に関する基本的事項を定めた協定に基づいて対応します。
- 「文京区災害廃棄物処理基本計画」の策定
 - ・首都直下地震をはじめとする大規模災害に伴い発生した災害廃棄物に関する基本的な考え方、処理体制、処理方法などの基本的事項を定めた計画を策定します。

5－（7）感染症発生時の対応

廃棄物の処理は、区民生活を維持し経済を支える上で必要不可欠な社会的インフラです。未知の感染症が発生した際は、感染症に係る廃棄物を適正に処理しながら、清掃事業に係る職員の感染予防を講じるとともに、安定的に業務を継続する事が求められています。

しかしながら、職員の感染状況等によっては、通常時の収集・処分が困難になることも想定されることから、それらに対応するため必要な対策を図っていきます。

- 「廃棄物処理事業継続計画（感染症編）」の策定

6 運営管理体制の充実

3Rや適正処理を推進し、循環型社会を実現するため、区民・事業者・区の三者の情報交流を図りながら連携を強化していくとともに、全国的な対応が必要な事項や本区単独では解決が困難な課題について、国や業界団体に対する働きかけを行います。

また、リサイクル清掃事業に関する処理費用負担について検討し、情報公開についても積極的に取り組みます。

6－（１）双方向の情報交換と区民参画

循環型社会を構築するためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を担い実行することが重要です。そのためには、本区から区民等に対して一方的に情報を提供するのではなく、リサイクル清掃事業に区民等の意見を反映させるため、さまざまな機会を捉えて、双方向の情報交流を図ります。区は、区民等がそれぞれの連携を密に保てるようコーディネーターとしての役割を担います。

併せて、区民等の中から3R推進について広く普及啓発等を行う担い手を育成し、その活動を支援していきます。

- リサイクル清掃審議会の運営
- 地域活動団体、NPO などとの協働及び育成支援（再掲）
- 関係団体間のネットワーク形成のための取組（再掲）
- リサイクル推進サポーターの育成と活動の拡充
 - ・サポーター同士が連携して行う3R推進活動について支援します。
- 意見交換会の開催
 - ・サポーター連絡会にて意見交換を行います。
 - ・各種講座の中で意見交換の機会を設けます。

6－（２）国等への要望

廃棄物の適正処理や循環型社会の構築に向けて、全国的な対応が必要な事項や本区単独では解決が困難な課題について、国や業界団体へ働きかける必要があります。

製造・販売事業者に対しては、拡大生産者責任に伴う生産・流通・販売時の包装材等の発生抑制や再生品の利用、資源化しやすい材料の利用について、家庭ごみの排出抑制につながるよう、働きかけを行っていきます。

- 製造・販売事業者への拡大生産者責任の拡充要請
- エアゾール缶等の安全な収集・処理に関する要請

6－（３）行政内部での連携

循環型社会を実現するため、リサイクル清掃部署のみならず、関係部署との連携・協力を推進します。

- 他部署との連携

6－（４）処理費用負担の検討

家庭ごみについては、有料化の導入について、情報収集や調査・研究を行います。
事業系ごみについては、自己処理原則に則り、処理手数料の適正化を図ります。

- 家庭ごみ有料化の検討
- 事業系ごみ処理手数料の改定

6－（５）情報の公開

リサイクル清掃事業の透明性を高め、区民等のごみ減量や3Rに対する意識向上を図るため、区民に対してごみ・資源量やコストに関する情報を公開していきます。

- ごみ・資源量、処理コストの情報公開
- 「文京区のリサイクルと清掃事業」（事業概要）の発行